

○生活安全部における届出に関する証明について(通達)
(平成 19 年 2 月 2 日岡生企第 83 号／岡生環第 28 号／岡会第 54 号警察本部長例規)

改正 平成 26 年 3 月岡生環第 120 号、岡生企第 235 号 令和 3 年 3 月 24 日岡務第 254 号
令和 5 年 8 月 25 日岡会第 386 号

各部長
首席監察官
総務調整官
各所属長

生活安全部における届出に関する証明(個別の法令に定めがある場合を除く。)については、岡山県証明事務手数料条例(昭和 31 年岡山県条例第 5 号。以下「条例」という。)に基づいて、それぞれ手数料を徴収しているところであるが、この度、業務の見直しに伴い、生活安全部における届出に関する証明について(通達)を制定し、本日から施行することとしたので、その取扱いに十分留意されたい。

なお、営業関係等の証明事務に伴う手数料の徴収について(通達)(昭和 38 年 2 月 19 日岡防第 166 号、岡会第 98 号例規)は、廃止する。

記

1 証明事務手数料

証明事務の手数料の額は、条例第 2 条に定めるところによる。

2 証明事務処理要領

(1) 証明者については、次のとおりとする。

ア 生活安全部生活安全企画課長

イ 警察署長

(2) 証明事務の取扱担当者については、警察本部においては生活安全企画課員、警察署においては生活安全課員(生活安全刑事課員を含む。以下「担当職員」という。)とする。

(3) 証明の願出にあつては、証明願(様式)正本 1 通の提出を受けるものとし、証明書として願出者に交付する必要部数の副本を複写、作成するものとする。

(4) 証明に係る手数料は、岡山県警察関係手数料徴収条例(平成 12 年岡山県条例第 7 2 号)に定める額を徴収するとともに、手数料額等が確認できるものを貼付させるものとする。

(5) 徴収する手数料の基礎となる件数については、証明書 1 通について 1 件として計算する。したがって、同一内容について証明書 2 通を発行する場合は、件数は 2 件として手数料を徴収することとなる。

(6) 担当職員は受理した証明願に受付印を押した後、願出にかかる事項が事実と相違ないかどうかを調査、確認し、証明願に記載されたすべての事項がいずれも適正であると認めたときは、正本に、

「本件証明されてよろしいか。」

と朱記し、副本を添えて決裁に上げ、証明者の決裁を受けること。

(7) 起案が決裁になったときは、証明願の副本に証明年月日を記入するとともに、証明者名を記して公印を押し、願出者に交付すること。

3 文書の保存

証明願は、受理した所属で5年間保存するものとする。